

熊本県天草広域本部公用車ドライブレコーダーの設置及び管理に関する要項

1 設置目的

この要項は、熊本県天草広域本部（以下「本部」という。）における交通事故及びトラブル発生時における迅速かつ適切な処理、道路状況の確認、職員の交通安全意識の向上を目的として、本部の公用車にドライブレコーダーを設置し、これを適切に管理運用することについて必要な事項を定めるものとする。

2 用語の定義

(1) ドライブレコーダー

公用車内外の映像、音声を記録する装置をいう。

(2) 記録データ

ドライブレコーダーに記録された映像、音声をいう。

3 ドライブレコーダーの設置等

(1) 設置する公用車

設置の対象とする公用車は、総務部、保健福祉環境部、農林水産部及び土木部が所管する全ての公用車（道路パトロール車を除く）とし、具体的に設置する車両は、使用頻度等を考慮して各部で決定後、総括管理責任者に報告するものとする。また、設置車両を変更したときも総括管理責任者に報告するものとする。

(2) 撮影対象

ドライブレコーダーは、公用車のフロントガラスに前方に向けて設置し、車両前方の映像及び車両内外の音声（以下「映像等」という。）を撮影及び録音（以下「撮影等」という。）する。

(3) 作動時間

ドライブレコーダーを作動させる時間は、庁舎を出発してから帰着するまでの間とする。

(4) 記録

ドライブレコーダーで撮影等した映像等は、ドライブレコーダーに装着したメモリーカードに記録するものとする。

4 総括管理責任者等の指定

(1) ドライブレコーダー及び記録データの適切な運用及び管理を図るため、総括管理責任者等を置く。

(2) 総括管理責任者は熊本県天草広域本部総務部長とし、記録データを総括管理する。

(3) 管理主任はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する課の課長とし、ドライブレコーダーを管理する。

(4) 管理責任者はドライブレコーダーを設置した公用車を所管する部の副部長（ただし、総務部所管の公用車に設置したドライブレコーダーについては、総務部長）とし、記

録データを管理する。

5 設置の表示

ドライブレコーダーを設置した公用車には、ドライブレコーダーを設置している旨の表示をするものとする。

6 記録データの管理方法

(1) 記録データの管理

ア 記録データは一定時間(60分程度)の記録により旧データの上書きを行い、交通事故等により一定の衝撃が発生した際の記録データは、上書きできないよう設定する。

イ 記録データの盗難、紛失等防止のため、公用車の使用後は全てのドアを施錠するものとする。

ウ 運転者は、設置目的を達成するためにデータの確認が必要となった場合のみメモリーカードを取り外し、管理主任を通じて管理責任者に提出する。

(2) 記録データの閲覧等

ア 記録データの閲覧は、原則として事故等が発生した場合及び道路状況の確認が必要とされる場合とする。

イ データの閲覧等は、管理責任者及び総括管理責任者のみ行うこととする。ただし、総括管理責任者が認めた場合は、この限りでない。

ウ 閲覧に際しては、閲覧日時、閲覧者氏名、閲覧目的、閲覧内容等を記録することとし、その記録簿を保存しておくものとする。

(3) 記録データの保存

記録データを確認した結果、管理責任者が設置目的を達成するために保存が必要と判断した時は、専用の媒体に複写して保存のうえ、施錠できる執務室内に保管することとし、専用の媒体以外のものに複写してはならない。専用の媒体に複写後は、速やかにメモリーカードのデータを削除する。

データの保存期間は1月間とする。ただし、設置目的を達成するため特に必要と認められるときは、熊本県天草広域本部長(以下「本部長」という。)の承認を得て、保存期間を延長することができるものとする。この場合においては、延長理由を明示し、その旨を書面に記録するものとする。

(4) 記録データの消去

保存期間を経過した記録データは、管理責任者において確実に削除するものとする。

7 記録データの利用及び提供の制限

(1) 記録データは、交通事故等の状況確認及び原因分析並びに道路状況の確認のためのみ利用及び提供するものとし、それ以外の目的に利用及び提供してはならない。

(2) (1)に定める記録データの利用及び提供を行う場合、管理責任者は、総括管理責任者が認めた者以外の者にデータの利用及び提供をさせてはならない。また、管理責任者は、データの提供等を行った場合は、その理由、期日、相手方の名称、データの内

容等を記録した記録簿を作成し、保存するものとする。

8 その他

この要項に定めるもののほか、ドライブレコーダーの設置及び管理に関し必要な事項は、管理責任者と総括管理責任者が協議し、本部長の承認を得て別に定めるものとする。

この要項は、平成29年11月22日から施行する。

